

平成30年(行ツ)第109号 選挙無効請求上告事件 外12件

上告人(原審原告) 鶴本 圭子 外

被上告人(原審被告) 東京都選挙管理委員会 外

平成30年(行ツ)第183号 選挙無効請求上告事件

上告人(原審原告) 内田 隆 外

被上告人(原審被告) 愛知県選挙管理委員会 外

弁論要旨の基本

2018(平成30)年11月21日

最高裁判所大法廷 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 久保利英明

1. 私たちは昭和51年4月14日最高裁大法廷判決とはまったく異なる理論構成による違憲無効の主張を行ってきた。

私の選挙違憲無効の論理は、昭和51年4月14日最高裁大法廷判決とはまったく異なる。即ち、憲法14条で規定されている法の下での平等違反による選挙無効を直接主張するのではなく、主権者による多数決という統治論に基礎を置く、国家ガバナンスを憲法原理と述べてきた。主権者たる国民の半数未満が国会議員の過半数を選出する、即ち、国民の過半数が国会議員の半数以下しか、選任できないような選挙区割り、国民が主権者であることを前提とする憲法の統治論の下では許されないと主張しているのである。

2. 最高裁判所は原告の主張を理解していなかった。

ところが従前、最高裁判所は原告らの主張を一切理解されず、原告らが提起した争点に対してまったく理由を明確にせず、「論旨はいずれも採用できないと」

結論を述べるのみであった。

ところが、2017年7月19日の最高裁大法廷弁論期日における寺田逸郎長官と当職とのやり取りで、その理由の一端が初めて明らかになったのでその時の状況を再現する。

3. この日、他に例を見ない大法廷での最高裁長官と代理人の口頭弁論が行われた。

(1) この日、参院選の選挙無効裁判の大法廷口頭弁論に先だって「傍聴人の皆様へ」「選挙無効請求事件（参議院議員定数訴訟）について」と題する書面が傍聴人に配布された。この事自体は最高裁と国民の距離を縮める企画として私も賛成するところであった。ところが、同書面は争点として「この訴訟では投票価値の平等の観点から同改正法の定数配分規定の憲法適合性が争われている」との記載がなされていた。私はこの要約は甚だしくミスリーディングであり、我々の主張を理解していないのではないかと疑問を抱いた。

しかし、弁論当日の1時頃に、待合室で初めてこの書面を見た私としては、事前に弁論要旨の追加をする暇もなく、弁論に入らざるを得なかった。

当職は限られた弁論時間ではあったが、弁論でこの書面の記載を取り上げた。

① 最高裁発行としか考えられない文書が、傍聴券を求めて集まった人々に対し、配布された。この文書は『この訴訟では投票価値の平等の観点から同改正法の定数配分規定の憲法適合性が争われている』と要約していた。

これは『選挙の投票価値の不平等が、憲法14条等の定める法の下に平等に反するので、本件選挙は違憲、と主張している』のだと選挙人らの主張を誤解しているとしか考えられない。

② しかし、8高裁6支部の段階はもとより、上告理由書においても再三再四にわたり、選挙人らは、憲法14条等の法の下に平等に基づく人権論ではなく、国家ガバナンスと言うべき国民主権と国民の代理人である国会議員の関係を統

治論に基づき展開してきた。だからこそ、憲法前文第一文、憲法1条、憲法56条2項を根拠として『当該選挙が憲法違反である』旨主張してきた。従って、この文書は、選挙人らの主張を誤って要約している』と発言した。

(2) 原告側の全ての弁論が終了した後、寺田逸郎最高裁判所長官（当時）が特に発言を求め、当職に対し、概ね次のような発言をされた。

①「選挙人らは、本件選挙が、憲法14条等の法の下での平等に違反しているから違憲、と主張しているのではないのですか？」

この発言を聞いて私は耳を疑った。そして気がついた。

②「そうか、私が弁論中で取り上げた傍聴人に対する解説に異議を述べた点について、解説のどこが間違いなのかを私に質問されているのだ」と悟った。

「記録を読んでいない訳はないのに、長官は、なんと、我々の請求原因も論理も何一つ理解していない。」と直感した。

③そこで、私は概ね以下のように考え、できるだけ丁寧に説明したつもりである。

「私たち選挙人らは、憲法14条等の法の下での平等に基づく人権論ではなく、国家ガバナンスと言うべき国民主権と国民の代理人である国会議員の関係を統治論即ちガバナンス構造論に基づき選挙無効を主張してきた。憲法14条の「法の下での平等」を主位的請求としたことはない。

両者の違いを述べれば、「法の下での平等論」はどのくらいの較差なら良いかという、さじ加減論を免れることができない。2倍未満なら良いという論理は何もない。しかし、「統治論（ガバナンス論）」に立脚すれば、一票の価値は等価で1対1が原則であり、半分以下の国民が過半数の国会議員を選出することを禁止する効能がある。この違いを無視して、平等論でひとくくりにすることは過ちである」と。

(3) 選挙人らは、平成22年の上告時以後～当日迄の約8年間、各上告理由書、準備書面で、繰り返し、統治論一本に絞って、統治論に基づく、当該選挙違憲の主張を行いつづけている。

しかも、同最高裁判所長官（当時）は、最高裁判官として、平成23年最高裁大法廷判決の口頭弁論以後当日迄の約8年間、全6回の大法廷の口頭弁論に参加されておられる。

しかし、選挙人らは平成22年の上告理由書では、「主権者の多数決」論を中核とする統治論を主張した。平成24年以降、平成29年の当日までより詳細に、【①憲法56条2項、②1条、③前文第1文前段が、人口比例選挙を要求するとの統治論を主張してきた】それなのに約8年間、気付かれなかったことに、私は腰が抜けるほど驚いた。否、長官のみではない、その法廷におられた他の裁判官達の表情を伺うと、ほとんどどなたも、我々の主張の基本論理を理解しておられなかったのである。

しかし、今や、我々の主張が「法の下での平等論」に基づく選挙無効の主張ではないことに、ここにおられる全裁判官は気がつかれた。仮に、裁判官が本件裁判で、原告らが主張する統治論を採用しないと判断されるなら、統治論を採用しない理由、すなわち本件選挙が「統治論に反していない」理由を判決書に記載されるべきである。裁判官は、憲法76条3項、民事訴訟法253条1項3号、行政事件訴訟法7条により羈束されるからである。

憲法前文第一文、憲法1条、憲法56条2項をどう読めば、一人一票同一価値が否定でき、人口比例選挙が憲法の基本原則でない、と言えるのか。

その理由を判決でお聞かせ願いたい。最高裁判決は日本の裁判所の最高位に位置し、その判決は全ての裁判官のお手本でなければならないのだから。

以上